

第1回都区財政調整協議会幹事会（R5.12.5）

主な発言概要

本資料は第1回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 都側提案事項説明

【都】

それでは、私から、都側の提案事項を説明いたします。

はじめに、行政部における今年度及び令和6年度の財源見通し等の見込みについて、口頭で申し上げます。

現時点では、都の財政当局から、都税収入の令和5年度最終見込みや令和6年度の見込みは示されておりませんが、月例経済報告によりますと、「企業収益は総じてみれば改善している」とされているものの、「景気は、このところ一部に足踏みも見られる」とされています。また、物価高騰等の影響の長期化が考えられることから、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはありません。

これを踏まえた行政部の見通しとなります。

まず、今年度の調整税等についてですが、昨年度と同様、徴収実績に関する情報を提供していますが、9月末までの実績で見ますと、固定資産税の徴収実績は、前年同月比で約302億円の増、市町村民税法人分は、約73億円の増、法人事業税交付対象額の前年比増額である法人事業税は、約397億円の増となっております。

今年度の都区財政調整の再算定における算定残は、現時点で約389億円ですが、最終的にこれがどのようになるか、今後、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議していきます。

次に、令和6年度の調整税等の概略的な見通しですが、固定資産税は、3年に一度の評価替えの年にあたり、近年の地価上昇傾向を受け、土地に係る評価増が見込まれています。市町村民税法人分は、企業業績の動向に大きく左右されることから、今後の経済情勢を慎重に見極めるとともに、税制改正の動向を注視していきます。

いずれにしても、今後、都の予算編成が進み、税収見込みが明らかになった段階で、対応を協議してまいります。

次に、基準財政収入額の見込みについてです。

特別区民税については、総所得金額等が増加しているため、前年度に比べ増加傾向が見込まれます。

今後示される税制改正に向けた国の動向に関しては、引き続き注視してまいります。

財源見通しの説明は以上でございます。

続きまして、今回、東京都が提案しております事項について、説明いたします。

お手元に、資料が配付されておりますが、標題が「令和6年度 都区財政調整 東京都提案事項の概要」となっております資料をご覧ください。

まず、「記」書き以下にございますように、今回、東京都から提案する事項は、算定内容の見直しについて、全部で14項目ございます。

このうち主な提案内容として、3項目を説明いたします。

資料2枚目をご覧ください。

まず、【議会総務費】の欄、「災害対策費(消火器設置管理費)の見直し」です。

本件については、実態調査結果に基づき、消火器の設置本数や更新サイクル等の見直しを提案するものです。

次に、【民生費】の欄、「高齢者集合住宅の整備費等の見直し」です。

本件については、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活援助員、いわゆるワーカー等の配置状況に応じた算定方法への見直しとともに、実態調査結果に基づき、単身用住戸等の1戸当たり面積の見直しを提案するものです。

最後に、【土木費】の欄、「住宅対策費(特定優良賃貸住宅家賃対策補助)の廃止」です。

本件については、補助期間満了による対象住宅の減少に伴い、実施区が減少し、現在1区のみであることから、算定の廃止を提案するものです。

1ページ進めまして、標題が「令和6年度 都区財政調整 東京都提案事項説明資料」をご覧ください。

今回の提案事項について、費目毎に提案事項の内容を記載した説明資料を添付してありますのでご確認願います。

最後になりますが、都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあります。

こうした中においても、都と特別区が緊密に連携し、必要な対策を時機を逸することなく的確に講じていく必要がありますが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければなりません。

したがって、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運営していくためには、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めていかなければならないと考えます。国から指摘されることなく、都区で自律的に算定を見直していかなければなりません。

都としては、こうした基本姿勢に則って、令和6年度財調協議に当たって必要な提案を行っております。

今後、区側提案とあわせまして、精力的に協議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

都側の提案事項の説明は以上でございます。

■ 区側提案事項説明

【区】

お手元の資料「令和6年度都区財政調整区側提案事項」をご覧ください。

(提案概要)

特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えております。さらに、物価高騰に伴う各種対策など、課題が山積している状況でございます。

そのような中で、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされています。

このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していくことが、基礎自治体である特別区の責務であると考えております。そこで、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調

整区側提案事項を吟味し、取りまとめております。

基本的事項は3点となります。

まず、「都区間の財源配分に関する事項」です。

特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえ、協議を行うほか、大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更などが行われる場合には、特別区に必要な需要額が担保されるよう、配分割合の見直しを求めるものでございます。

次に、「特別区相互間の財政調整」として、清掃費の見直しなどをはじめとする区側提案について、特別区の実態を踏まえて主体的に調整を図ったものとなっておりますので、あるべき需要が適切に算定されるよう、区側の考え方に沿って整理することを求めるものでございます。

最後に「都区財政調整協議上の諸課題」として、特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて、具体的な検討を進めるよう求めるものでございます。

とりわけ、都市計画交付金については、都区の実績に見合った交付金総額の拡大など、抜本的な見直しを図る必要があると考えておりますので、前向きな対応をお願いします。

次のページをお願いいたします。

この資料は、区側提案事項の内容をまとめた一覧です。

次に、基準財政需要額の主な調整項目として、「議会総務費」では、「GovTech(ガブテック)東京負担金」など9項目、「民生費」では、「保育所等の利用者負担の見直し」など13項目、2ページの「衛生費」では、「予防接種助成事業費(帯状疱疹ワクチン接種)」など4項目、「清掃費」では、「清掃費の見直し」について、3ページの「経済労働費」では、「商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))」について、「土木費」では、「道路維持補修費」など5項目、「教育費」では、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」など12項目、さらに、4ページの「その他」として、「おむつ回収事業費」など5項目を加えまして、合計50項目の区側提案事項を整理しております。

本提案につきましては、現に特別区に存する行政需要を、財調上で財源保障すべき項目・規模として基準財政需要額のあり方を踏まえ、整理しているものです。

(基準財政需要額のあり方)

なお、昨年度、この基準財政需要額のあり方について、協議を行いました。都区の考え方を一致させることができませんでした。そのため、今年度も引き続き、個別事業の協議を行って行く中で、都区間の共通認識を積み重ねていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、昨日開催された財調協議会では、協議上の諸課題について、都側から課題解決に向けた前向きな見解は示されず、踏み込んだ議論ができておりません。幹事会での協議については、議論を前進させるべく、区側提案に対する都側の見解をしっかりとお示しいただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしく願いいたします。

区側提案事項の説明は以上でございます。

■ 都側総括的意見

【都】

区側提案事項に関しまして、都側の総括的な意見を申し上げます。

(都区間の財源配分)

はじめに、「都区間の財源配分」に関する提案ですが、令和5年度財調協議においては、「都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする」としました。

これを踏まえて、議論を前に進めるため、都と特別区で新たな会議体を設置し、配分割合の前

段となる議論から進めております。児相の事務の位置付けについて、どのように整理すべきか都区で認識を共有した後、児相に関する財調上の議論へ移行したいと考えております。

また、大規模な税制改正が実施される場合や都区の役割分担の変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案ではありますが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えております。

(特別区相互間の財政調整)

次に、「特別区相互間の財政調整」に関する提案ですが、先ほどもご説明しましたとおり、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられている中、景気に一部足踏みが見られる状況や物価高騰等の影響の長期化など、都税収入についても、引き続き楽観視できる状況にはありません。

こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度を適切に運営していくためには、現行の算定内容も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があると考えております。

そうした観点から、算定方法の見直しなど、都側からも提案しております。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がなされておりますが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議して参りたいと思います。

(都区財政調整協議上の諸課題)

都区財政調整協議上の諸課題に関する提案についてですが、第1回協議会の中で発言させていただいたとおりであります。

(まとめ)

この他、多岐にわたるご提案をいただいておりますが、財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考えます。

都といたしましては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでまいります。

区側の皆さまのご協力を改めてお願いして、区側提案に対する都側の総括的な意見といたします。

■ 区側総括的意見

【区】

私から、都側提案事項に関する区側の総括的な意見を述べさせていただきます。

都側からは、国や他の自治体から厳しい目が向けられている中で、現行の算定内容も含めて厳しく見直しを行い、合理化を図るべきという考え方にに基づき、ご説明いただいた3項目を含め、14項目の提案をいただきました。主に既算定を廃止、縮減する内容となっておりますが、その妥当性をよく吟味し、検討していくことが必要であると考えております。

一方で、少子高齢・人口減少社会に対応していく必要がある特別区では、大都市特有の財政需要が、さらに増大することが見込まれ、さらに、物価高騰対策など取り組むべき喫緊の課題が山積しています。

そのため、算定内容の廃止や縮減だけに目を向けるのではなく、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、常に需要に見合った算定としていく観点を欠かすことはできません。区側としては、これらのことを踏まえ、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう区側提案を吟味し、主体的にとりまとめたところでございます。

区側の総括的な意見は以上でございますが、調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、膨大な行政需要を抱える特別区の実態を踏まえた財調制度とするためにも、都

区で議論を尽くし、あるべき需要を財調に適切に反映して、特別区の自主的かつ計画的な行財政運営が担保できるよう、具体的な成果の得られるものにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

■ 住宅対策費(特定優良賃貸住宅家賃対策補助)の廃止

【都】

私からは、住宅対策費のうち、特定優良賃貸住宅家賃対策補助の廃止について発言します。

本経費は平成23年度財調協議において、民間賃貸住宅借上事業等の家賃対策補助型事業のうち、借上型特定優良賃貸住宅事業について区側から新規算定の提案があり、合意したものです。

その後、平成31年度財調協議において、特定優良賃貸住宅家賃対策補助に係る国庫補助対象事業の減少が見込まれたことから、区側から算定縮減の提案があり、合意したところです。

対象となる住宅の新規建設がなく、補助対象期間は20年であるため、対象事業の更なる減少が見込まれることから、改めて実態を確認したところ、令和4年度の実施区は1区のみであることが判明しました。

なお、当該1区についても、令和6年度に本事業が終了する予定であることを確認済みです。

よって、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定廃止を提案するものです。

私からは以上です。

【区】

都側より、住宅対策費のうち、特定優良賃貸住宅家賃対策補助について、普遍性が認められないことから、廃止する提案がありました。

本提案については、内容を精査し、次回以降区側の見解を述べさせていただきます。

私からは以上です。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について2点発言いたします。

1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてです。

現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかつたため、止むを得ず暫定的に受け入れたものです。

法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われ続けており、また、長引く物価高騰を背景とした不透明な景気情勢の中で、特別区の財政状況は、厳しい状況にさらされています。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げを求めます。

2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてです。

昨年度協議では、財調で捕捉すべき需要について、普遍性がないという理由で、標準区経費としての積み上げ対象外となっているにもかかわらず、特別交付金の算定除外となる事業が確認されました。

本件については、少なくとも「特別交付金の算定に関する運用について」に掲載している算定項目「B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」で算定されるべきと考えます。

この問題は、算定ルールにおける「B-エ」で算定されるべき事業が個別具体的になっていないことにより、都区の認識に齟齬が生じていることが要因と考えます。

論点メモをご覧ください。算定ルールの別添資料として「B-エ」で算定されるべき事業を例示化することを提案します。

算定ルールが都区で議論を積み重ね改善してきた経緯を踏まえ、「B-エ」に該当する具体的な事業を例示し、今後も積み上げを行っていくことで、都区の認識の齟齬を改善し、特別交付金の算定の透明性・公平性を向上させていきたいと考えておりますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」に関する発言がありました。

特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものです。

各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいます。

こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えます。

なお、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されています。

次に、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言がありましたが、特別交付金の算定ルールについては、都側で一方向的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意したものです。そのため、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えております。

「算定されるべき事業を例示化」との発言がありましたが、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるべきと考えます。

協議会でも申し上げましたが、区側提案により普通交付金の算定対象とした事項の申請が、今年度も見受けられます。

また、令和3年度財調協議で「不要な申請作業が減少し、都区双方の事務の軽減に繋がる」ことから、区側が実施した調査結果を踏まえて算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、昨年度に引き続き今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていません。

既に合意から3年が経過しておりますが、毎年度申し上げているとおおり、状況が一向に改善されていません。区側から提案のあった算定除外経費が申請され続けている状況をどのように考えているのか、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、都市計画交付金について発言いたします。

都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものです。

近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和4年度にかけて約366億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けており、平成29年度は8.7%、令和4年度は7.5%となっています。

さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあります。

今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれます。

区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び交付基準単価を改善することを提案いたします。

都区の都市計画税の配分については、平成12年度都区制度改革の際の国会質疑において、「都市計画交付金の額や配分については、都区において適切な調整がなされるべき」との国の見解が示されており、これまで何度となく、解決に向けた協議を求めてまいりましたが、実質的な議論ができておりません。

そこで、昨年度、特別区への都市計画税の配分のあり方について、改めて総務省の見解を確認したところ、「都市計画事業の実施状況等に応じて都と区において適切に協議すべき」という回答がありました。

この総務省の見解を踏まえ、昨年度の財調協議において、協議に応じるよう求めましたが、都側からは「都市計画税が地方税法により都税となっている以上、財調協議ではなく、都の予算により対応していくものと考えている。」との見解が示されました。

こうした都側の見解は、過去の協議状況等を無視したものであると言わざるを得ず、区側としては、実質的な協議ができないまま、今後も都側の一方的な差配によって運用され続けることはこれ以上容認できないという判断のもと、国に制度改正を要望しました。

また、先日行われた財調協議会においても、明確な回答はありませんでした。

我々は特別区の代表として、財調協議に臨んでおります。本件は、制度上の問題であることから、「各区から直接、現状や課題などをお伺いする」ということではなく、この場において、区側が主張している現状や課題に対し、都側の見解を述べるべきです。

このような都側の姿勢は容認できるものではなく、総務省の意向とも異なると考えますが、23区の代表が集まる財調協議の場で議論を行わない理由を伺います。

また、都市計画税の配分について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠です。

しかしながら、これまでも区側が再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされておりません。特に目的税である都市計画税の用途については、国は、議会や住民に対しその用途を明らかにするとともに周知することが適当であるとしております。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的とした奨励的補助金です。

本件について、国に制度改正を要望したとのことですが、国に制度改正を要望すること自体が、都区の自治を損ないかねないものと強い危惧を抱くものであります。

都はこれまでも、区が行う連続立体交差化事業を対象に加えることや、都市計画公園整備事業の面積要件を緩和することなど、様々な見直しを行ってきました。

予算についても都区制度改革の行われた平成12年度の130億円から令和5年度は200億円となっております。

今後とも、各区に現状や課題などをお伺いするなど、引き続き適切に調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

■ 子ども医療費助成事業費

【区】

私からは、子ども医療費助成事業費について発言いたします。

本事業における医療費助成は、所得制限や自己負担金を設けずに23区全区で行っております。

一方、財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離しています。

所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも都区で協議を重ねてきましたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっております。

今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や現行の算定と乖離している状況を踏まえ、改めて所得制限等の撤廃を提案いたします。

国が6月に公表した、「こども未来戦略方針」によると、地方自治体の取組への支援として、本事業における国民健康保険の減額調整措置を廃止することが示されており、今後、次元の異なる少子化対策の実現へ向けた各自自治体の取組は、より一層拡充されていくものと考えます。

こうした状況の変化はもとより、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、本件については、都全域を対象とした都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から子ども医療費助成事業費について、発言がありました。

区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきの内容であります。

この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側から提案がされていますが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解をお示ししております。

私からは以上です。

■ 高校生等医療費助成事業費

【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

本事業における制度や財源負担のあり方は、都区で協議した結果、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担することとし、令和8年度以降のあり方については、今後別途協議することとなりました。

この結果を踏まえ、特別区では子育て支援の観点から、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るためにも、所得制限・自己負担金を設定せずに事業を実施し、都補助の対象外となっている部分については、令和7年度まで、区の負担で実施しています。

国においては、児童手当における所得制限の撤廃を検討し、都においては、都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給することで学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートし「子育てのしやすい東京」を実現するとして、018(ゼロイチハチ)サポートを所得制限なく実施しています。

こうした状況の変化はもとより、令和7年度までの臨時的な対応として、都補助の対象外であ

る所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、基準財政需要額に算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から高校生等医療費助成費について、発言がありました。

都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としています。

これにより、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっています。

昨年度の協議でも申し上げたとおり、本事業における都の補助基準は、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であり、所得制限等の撤廃については、標準的な需要ではないと考えています。

私からは以上です。

■ 保育所等の利用者負担の見直し

【区】

私からは、保育所等の利用者負担の見直しについて発言いたします。

保育所及び認定こども園の利用者負担の算定については、財調上、政令の定める上限額をもとに設定されています。

一方で、この保育料については、実施主体である市町村が、政令の定める上限を超えないように定めることとされていることから、特別区においては、上限額より低い水準で設定しております。

利用者負担の水準については、これまでも都区で協議を重ねてきましたが、都側から、国基準が「合理的かつ妥当な水準」などといった見解が示され、協議不調となっております。

国が取り組んでいる、次元の異なる少子化対策の実現、都が取り組んでいる、0(ゼロ)から2歳児を対象とした第2子保育料の無償化をはじめとした子育て支援や教育・保育の充実を強く押し進める観点からも、各区が実施する保育料の軽減は重要な施策です。

こうした状況の変化はもとより、財調が、都と特別区の間にも適用される制度であることを踏まえて、特別区のおかれた実態に適合した算定とすべきであること、保護者の負担を軽減する観点から、いずれの区においても国が定める上限額より低い水準で保育料設定していることから、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から保育所等の利用者負担の見直しについて、発言がありました。

区側提案は、利用者負担額を、政令で定める上限額で設定するのではなく、特別区の実態を踏まえた額で設定して算定すべきとの内容であります。

この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側から提案がされていますが、都はこれまでの協議において、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとする見解をお示ししております。

私からは以上です。

■ 清掃費の見直し

【区】

私からは、清掃費の見直しについて発言いたします。

今回の見直しは、「標準区ごみ量については、3年程度を基本に見直す」という都区の確認をもとに、前回見直しの令和3年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するものです。

今回の見直しにあたっては、事前に実施した区側の調査結果に基づき、次の3つの視点に立って、見直しを行いたいと考えます。

まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」です。

現行の標準区ごみ量については、令和元年度のごみ量と人口の回帰分析により設定しておりますが、今回はこれを直近の実績である令和4年度のごみ量と人口に更新いたします。

2点目は、「収集運搬モデルの改定」です。

ただいまご説明した『見直し後の標準区ごみ量』と『令和5年度の各区の収集作業計画』をもとに、より実態に則した収集運搬モデルを改定しました。

3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離の生じている項目の見直し」です。

作業運営費や資源回収事業費など、特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、12項目について算定の改善を図るものです。

また、以上3点の他、一部補正等の基礎数値について、直近の数値に更新いたします。

合せて、各区のプラスチックのリサイクル実態を反映させるために、リサイクル経費について態容補正を新設することを提案いたします。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から清掃費の見直しについて発言がありました。

今回の区側提案は、前回見直しを行った令和3年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体を見直すとのことですので、提案内容が「合理的かつ妥当な水準」となっているのか十分に検証させていただきます。

まず、「収集運搬モデルの改定」についてです。より実態に則した収集運搬モデルに改定したとのことですが、これまでのモデルと比較し、具体的に何がどのように異なっているのか伺います。

また、区側提案の影響額を確認すると、「収集車両費」は約102億円の増額提案、「処理処分費」は約54億円の減額提案となっており、いずれも大きな変動がありますが、この要因について伺います。

次に、今回、リサイクルに係る経費について、態容補正を新設する提案がなされています。算定の簡素合理化を進めている中、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えますが、新たな態容補正が必要と考える理由を伺います。

さらに、「廃棄物処理手数料」についてです。廃棄物処理手数料の設定に対する考え方は、都区で見解が異なっており、令和5年度財調協議において不調となっています。そこで、今回の区案は、「処理原価」と「手数料原価」のどちらで経費設定しているのか伺います。

続いて、今回都側からも、不燃ごみ中継施設に関して2項目提案を行っております。

不燃ごみ中継施設は、不燃ごみ量の減少等により廃止が続いており、現状では2施設となっております。

その上で、まず、不燃ごみ中継作業経費の見直しについてです。不燃ごみ中継施設の用地賃借料は、平成25年度以降算定実績がなく、また、当該施設を有する2区においては、従前から算定実

績がないことから、算定廃止を提案するものです。

次に、不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止についてです。当該施設を有する2区に改築・プラント更新の予定がないことを確認しています。本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定廃止を提案するものです。

いずれの提案も、令和4年度財調協議で不調となっていますが、算定実績がないという状況に変化がないことから、改めて提案するものです。

私からは以上です。

■ 私立幼稚園等保護者負担軽減事業費

【区】

私からは、私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言いたします。

本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案いたします。

令和5年度財調協議では、基準財政需要額のあり方について協議を行いました。そこで都側から「都事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、合理的かつ妥当な水準である」として、これまでの協議と同様の発言がありました。

一方で、国や都の基準がある場合の考え方については、「議論の余地もなく、一律に考えているわけではない、つまり議論の結果、都基準を超える算定水準とすることを否定するわけではない」と発言があったことから、特別区の実態に関係が無く、一律に国や都の基準が適用されるわけではないことが確認できました。

したがって、改めて本事業について、特別区の実施状況を踏まえ協議を行いたいと考えております。

まず、都事業と本提案の保護者負担軽減事業の関係性を整理いたします。都事業についてですが、区内幼稚園等の平均保育料が国の設定する無償化上限額に比べ高額であることから、その差額を補助することで保護者の負担を解消することを目的としております。

次に、本提案の保護者負担軽減事業は、特別区内の幼稚園等の平均保育料が区内平均よりも高額なため、都事業を踏まえたとしても、なお保護者に負担が残ることから、都事業の上乗せとして保育料等を補助する事業となっております。

よって両事業の目的は同一のものであり、このことから区が行う保護者負担軽減事業は不可欠なものであり、財調上、算定されるべきと考えております。

また、区案は、特別区域のどこに住んでいても、都基準を超えて実施している実態をもとにしたものであり、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、都全域を対象とした都基準ではなく、特別区域におけるサービス水準を基準財政需要額に反映すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から私立幼稚園等保護者負担軽減事業費について、発言がありました。

まず、国や都の基準がある場合の考え方について、区側から「特別区の実態に関係がなく、一律に国や都の基準が適用されるわけではないことが確認できた」との発言がありましたが、これは令和5年度財調協議で申し上げたとおり、特別区の実態のみをもって、合理的かつ妥当な水準であるということの意味したものではありません。

その上で、本事業に関しては、これまでの協議で述べてきたとおり、都基準が「合理的かつ妥

当な水準]であると考えております。

今回の区側提案についても、「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであることから、財調上の「あるべき需要」ではないと考えております。

私からは以上です。